

音威子府村食育推進計画



音威子府村ゆるキャラ
おとつきー

平成27年3月

音威子府村

(はじめに)

私たちにとって、「食」は、生命と健康の基本であり、日々の食事は、家族や友人とのコミュニケーションを通じ、私たちの「心」の健康、生きる喜びをもつくり上げてくれるものです。

近年、各種の食を通じた健康づくりの取組をはじめ、主体的に食育に取り組む動きが進んできています。

このため、当村では、このような食育の取組を支援するとともに、食育の効果的な推進を図るため、この度「音威子府村食育推進計画」を策定し、地域住民と一体となった食育の取組を進めることといたしました。

食育の取組は、家庭はもとより、学校や地域など生活の様々な場面において、すべての村民の皆さんに参加、実践していただくことが重要であることから、この計画の実現に向けて、村民の皆さんと一緒に「食育推進」に取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力をお願いします。

平成27年3月

音威子府村長 佐近 勝

目 次

1	本計画の趣旨・目的	・ ・ ・ ・	P 1
2	食育の定義	・ ・ ・ ・	P 2
3	本計画の位置付け	・ ・ ・ ・	P 2
4	計画の期間	・ ・ ・ ・	P 2
5	音威子府村の食をめぐる現状と課題	・ ・ ・ ・	P 3 ・ P 4
6	食育に関する基本目標	・ ・ ・ ・	P 5
7	関係者の役割・連携	・ ・ ・ ・	P 6 ・ P 7
8	食育に関する取組	・ ・ ・ ・	P 8 ・ P 9
	【参考資料】用語解説	・ ・ ・ ・	P 1 0 ・ P 1 1

1 本計画の趣旨・目的

食は命の源であり、私たち人間が生きていくためには欠かせないものです。

しかし、現在、国内では肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身等、また児童生徒の朝食欠食などの問題が見られる状況があります。さらに世界的な食料需給の逼迫に伴う食料の安定供給の確保、安全・安心な食品に対する消費者の関心の高まりへの対応、食べものと生産現場のつながりの確保や、家庭や地域で受け継がれてきた伝統的な食文化の継承、食品ロスといった食に関する課題が引き続き存在しています。

このような国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国は、食育に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、平成 17 年 6 月に「食育基本法」を制定し、平成 23 年 3 月には「『周知』から『実践』へ」をコンセプトとした「第 2 次食育推進基本計画」を作成しました。また、北海道では、平成 26 年 3 月に「地域における多様な食育の継続的な実践」を目標とした「どさんこ食育推進プラン」（北海道食育推進計画【第 3 次】）を作成し、道内の食育を総合的に進めることとしています。

このような背景を踏まえ、音威子府村においても国や道などと連携しながら、村民皆さんの理解の下、役割分担を行い、より効果的な食育の取組を推進するため、「音威子府村食育推進計画」を策定します。

（なお、本計画は、「地域資源を活用した農林水産漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化・地産地消法）」第 4 1 条に基づく「地産地消促進計画」としても位置付けることとします。）



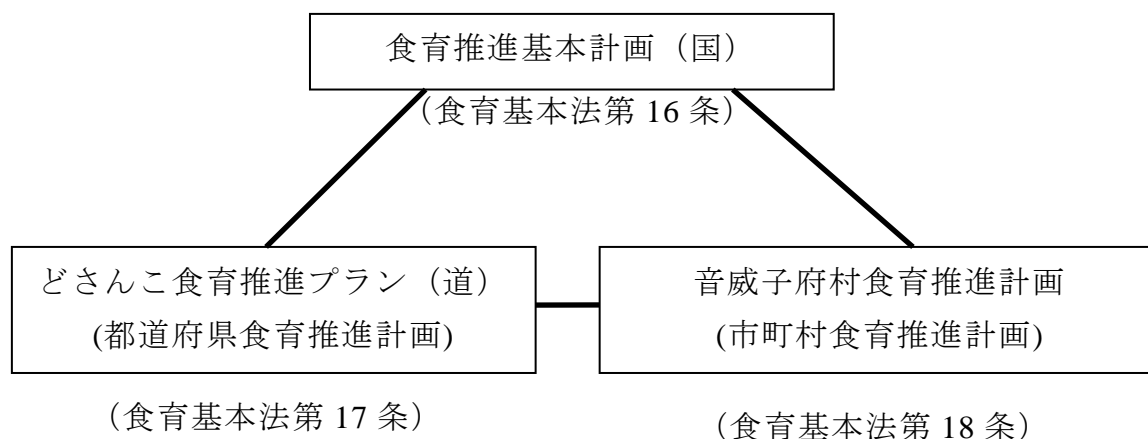
2 食育の定義

食育とは、私たち一人一人が、生涯を通じて健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の維持・増進が図れるように、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を身に付け健全な食生活を実践できる人間を育てることとされており、生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるべきものと位置づけられています。

3 本計画の位置付け

本計画は、食育基本法第18条第1項に基づき、国の食育推進基本計画や都道府県食育推進計画を基本として作成する市町村食育推進計画として位置付けられ、食育を具体的に推進するための計画として策定しています。

■音威子府村食育推進計画の位置付け



4 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とし、関係法令の改正や本計画の上位計画の見直しとあわせ、必要に応じて見直しを行います。

(※参考)

- ・第2次食育推進基本計画(国)の計画期間(H23-H27)
- ・どさんこ食育推進プラン(北海道食育推進計画【第3次】)の計画期間は H26-H30

5 音威子府村の食をめぐる現状

(1) 食生活の変化と健康への影響

国民の食生活は、脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足、朝食の欠食に代表されるような栄養の偏りや食習慣の乱れがみられ、これらに起因して肥満や生活習慣病の増加などが問題となってきています。音威子府村においてもその傾向が見受けられます。

(2) 音威子府村における食料生産の現状

音威子府村はそばの生産をはじめ、農林業など食に関連する産業が地域の基幹産業となっています。食料を生産する音威子府村の特色を生かした食育を推進していくことが重要となっています。

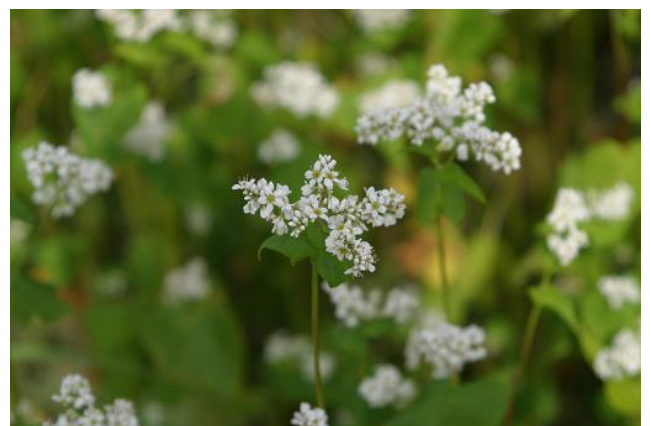
また、農業・農村は次のような機能も有しており、これらの資源を有効に活用した「食育」に取り組むことも大切です。

◆農業・農村の多面的機能（農林水産省ホームページから）	
<ul style="list-style-type: none">○ 一時的に雨水をためて洪水を防ぐ機能○ 土の流出を防ぐ機能○ 地下水を作る機能○ 生きもののすみかになる機能○ 伝統の文化を伝承する機能○ 農作業の体験学習の機能	<ul style="list-style-type: none">○ 土砂崩れを防ぐ機能○ 川の流れを安定させる機能○ 暑さをやわらげる機能○ 農村の景観を保全する機能○ 癒しや安らぎをもたらす機能



・音威子府村で生産されている農産物一覧（H26年産）

品 目	作付面積（飼育頭数）	収穫量
そば	873.5ha	709.2t
かぼちゃ	21.3ha	272.6t
小豆	22.5ha	54.7t
なたね	18.5ha	34.0t
亜麻	9.0ha	17.8t
小麦	7.5ha	32.7t
馬鈴しょ	2.1ha	76.2t
グリーンアスパラ	0.5ha	1.5t
きぬさやえんどう	0.4ha	2.8t
スナップエンドウ	0.8ha	5.3t
ホワイトアスパラ	0.3ha	853.0kg
乳牛	250頭	1,400.0t



6 食育に関する基本目標

食育をめぐる現状と課題などを踏まえ、音威子府村では食育の推進を効果的に図るため、下記の基本目標に基づき、食育を推進します。

- ・ 村民の健康づくりにつながる「食」を通じた取組

脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足などの栄養の偏りや朝食の欠食は、肥満や生活習慣病の危険因子とされています。また、食品衛生など食品の安全性に関わる知識も健康の維持に必要です。食べものと心や体の関係を知るとともに、身体によい食品の適切な選択の実践などにより、乳・幼児期から高齢期まで、健康の維持・増進につながる取組を行っていきます。

- ・ 地産地消と一体となった「食」を通じた取組

音威子府村は豊かな自然環境の中で農産物が生産され、消費者と生産者とが顔の見えるつきあいができる特徴をもった地域です。各種活動により、音威子府村の基幹産業である農林業や酪農、食に関連する産業の役割や現状について理解を深めるとともに、地産地消の大切さを知り、実践する食育の取組を行っていきます。

- ・ 「食」に興味を持ってもらう為の取組

音威子府村では、「農畜産物処理加工施設講習会」の開催など、食により興味・関心を持ってもらう事を目的とした各種事業を行ってしています。この事業を通じて料理の技術の向上や、その結果としてよりよい食生活が送れるようになる事を目標として、この取組を行っていきます。



7 関係者の役割・連携

音威子府村においては、3つの基本目標をベースに、地域住民や生産者、学校、幼児センター等がそれぞれの視点で地域にあった食育の取組を行っていきます。

また、総合的な視野から行政のそれぞれの分野で連携を図り、円滑に取組が進むように次の基本目標に即して、食育を推進していきます。

1	家庭における食育の推進
---	-------------

※ 子どもの料理教室や親子料理教室の開催、学校を通じて保護者に対し、食育の重要性や適切な栄養管理に関する知識等の啓発に努めます。

2	学校等における食育の推進
---	--------------

※ 学校、幼児センターなどにおいて、子どもが食に関する正しい知識を学ぶため、地域の団体等と連携して調理に関する体験や、昼食時間での食事マナー学習などを推進します。

3	地域における食育の推進
---	-------------

※ 地域住民が、生涯健康で暮らす基本となる良好な食生活や食習慣の確立を図るため、国が策定した「食事バランスガイド」等を活用し、関係機関や関係団体はもとより、家庭・学校・自治会等を通じて住民への普及啓発を図ります。

4	生産者団体等における食育推進
---	----------------

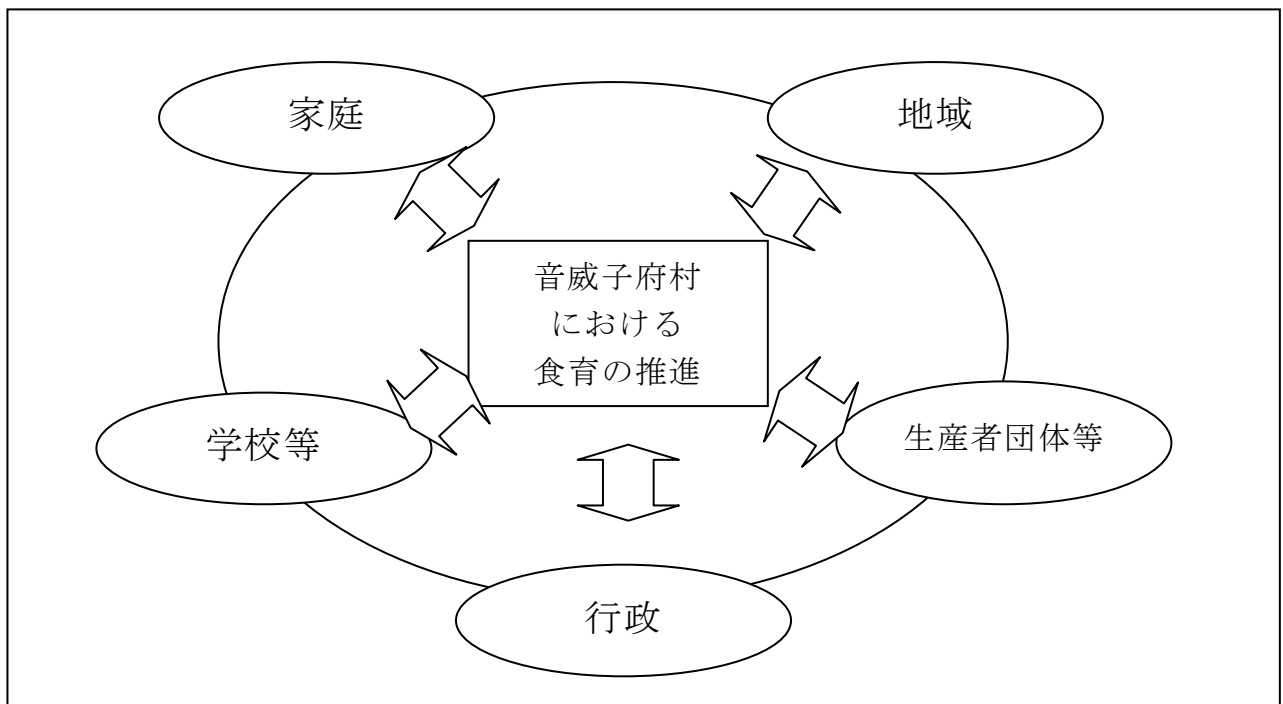
※ 品質の高い食品を安定的に供給することとあわせて、各種体験活動の実施、協力など学習機会の提供を通じて、地域の生産物や生産、流通に関わる人々の営みの理解を深め、その大切さを伝える取組などを進めます。

5	行政における食育の推進
---	-------------

※ 食を通じて生活習慣病等の予防を図るため、地域保健センターにおいて、食育に関する普及や啓発活動を推進するとともに、村が行っている健康診断に併せて、各個人の健康状況に応じた栄養相談や運動指導の充実を図ります。（健康体操の推進、栄養相談など開催）

また、地域住民や農林業者の自主的な取組を支援し、また協働するとともに、食育を推進するための組織づくりなど、幅広い食育の取組に関わっていきます。

さらに、食育は、その関係する分野が保健、医療、産業振興、教育など多様であることから、日常の家庭での食生活や学校、地域住民、NPOなどボランティア団体、食材の提供をする生産者など食関連産業及び消費者団体が、食育活動においてそれぞれの役割を理解し、相互に連携や補完をしながら活動を行い、計画の推進に努めます。



※関係する部署と住民・組織・関係機関・団体等とが横断的な連携を図りながら計画の推進に積極的に努めます。

8 食育に関する取組

音威子府村における食育の取組は以下の通りです。また、この取組を継続して取り組んで行くとともに、内容をより充実させていきます。

村民の健康づくりにつながる「食」を通じた取組

1. Baby サロン
2. 1歳6ヶ月児健康診査
3. 3歳児混健康診査
4. 乳幼児健康診査
5. 1歳児健康診査
6. 妊婦訪問
7. 新生児、褥婦訪問
8. 乳幼児訪問
9. 未熟児訪問
10. 歯科検診・フッ素塗布
11. 生活習慣病予防事業
12. 介護予防教室
13. 成人・高齢者家庭訪問
14. 健康教育
15. 健康相談
16. 農畜産物処理加工施設講習会
17. 配食サービス

地産地消と一体となった「食」を通じた取組

1. 道の駅での地元特産品販売
(かぼちゃ・じゃがいも)
2. 農畜産物処理加工施設講習会
(パン、燻製、みそ..etc)
3. 音威子府村ふるさと祭り
(牛乳の提供など)
4. 文化祭典
(そばの提供など)

食に興味を持ってもらう為の取組

1. 健康教育
(親子料理教室)
2. 道の駅での地元特産品販売
(かぼちゃ・じゃがいも)
3. 農畜産物処理加工施設講習会
(パン、燻製、みそ、etc...)
4. 男の料理教室
5. ふれあいランチ
6. 文化祭典
(そばの提供など)

【関係団体・行政機関】

- ・音威子府村役場
- ・音威子府村社会福祉協議会
- ・音威子府村食育改善協議会
- ・地域住民団体
- ・地域農業者

- ・音威子府村役場
- ・音威子府村教育委員会
- ・音威子府村食育改善協議会
- ・北はるか農業協同組合
- ・地域農業者
- ・地域住民団体
- ・食に関連する企業団体

- ・音威子府村役場
- ・音威子府村教育委員会
- ・音威子府村社会福祉協議会
- ・音威子府村食育改善協議会
- ・地域住民団体
- ・地域農業者



○音威子府村で行っている食育の取り組みについて、一部を紹介します。

・農畜産物処理加工施設講習会

村内にある農畜産物処理加工施設に講師を招き、年に数回講習会を実施しています。講習会を通じて、より「食」に興味・関心を持ち、自らの「食」について考える習慣や「食」に関する様々知識を学んでもらう事を目的として行っています。

また、講習会を通して、住民間のコミュニケーションの増加を図るとともに、住民同士の横のつながりを強める事も目的としています。



・親子料理教室

バランスよく食べる事の大切さを理解してもらう事を目標として行っています。また、健康という観点から自分の食べるもの、食べ方を考え、健全な食生活を実践することが出来る人間を育む事を目的として行っています。



9 参考資料【用語解説】

・食育基本法

平成17年6月10日、第162回国会で食育基本法が成立し、同年7月15日から実施された法律です。この法律は国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるようにするため、食育を総合的、計画的に推進することを目的として制定されました。

この法律の全文については、内閣府ホームページをご覧ください。

・食育推進基本計画

食育基本法に基づき、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る為、基本的な方針や目標について定めるものです。

平成18年3月に決定された最初の計画の期間が平成22年度末に終了し、平成23年度より「第2次食育推進基本計画」が推進されています。

・北海道食育推進行動計画（どさんこ食育推進プラン）

道民の食育への関心が高まり各地で食育の取組が進む一方で、市町村の食育推進計画作成の伸び悩み、道民の肥満の割合や児童生徒の朝食欠食割合が全国平均に比べ高いなど、意識と実態が必ずしも一致しない状況が見られ、食育に関する一層の周知を図るとともに、実践を促していくことが必要と考えられることから、食育の意義・大切さを改めて考え、関係の機関、団体を含め、道民の皆さんと役割を分担しながら、効果的な食育の取組を推進するため、新たに策定された計画です。



- ・地産地消促進計画

六次産業化・地産地消法において、国及び地方公共団体は地産地消の推進のため、生産者・事業者・消費者等の協力を得て地域の農林水産物の利用の促進に取り組むよう努めることとされ、都道府県及び市町村は地域の農林水産物の利用の促進に関し、その区域の特性を生かした自主的な施策を策定するため、その区域の実情を踏まえての、地域の農林水産物の利用の促進についての計画です。（この計画は市町村で定めるよう努めることとされています。）

- ・食事バランスガイド

望ましい食生活についてのメッセージを示した「食生活指針」を具体的な行動に結びつけるものとして、1日に「何を」「どれだけ」食べたらよいかの目安を分かりやすくイラストで示したものです。

- ・地産地消

「地元で生産されたものを地元で消費する」という意味です。

- ・六次産業化

第一次産業である農林水産業が、農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造・販売や観光農園のような地域資源を生かしたサービスなど、第二次産業や第三次産業にまで踏み込むことです。



木更子府村と
森匠村
おとねつふ。

音威子府村食育推進計画

平成27年3月

担当：音威子府村役場経済課産業振興室農政係

〒098-2501

中川郡音威子府村字音威子府444番地1

TEL：01656-5-3311

FAX：01656-5-3837